

広島県告示第五十九号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条の三第一項の規定に基づき定めた広島沿岸海岸保全基本計画を令和六年十一月二十日に変更した。

その関係図書は、広島県農林水産局農業基盤課並びに土木建築局河川課及び港湾漁港整備課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦